

証券コード 1730
平成28年6月10日

株 主 各 位

神奈川県川崎市中原区荻宿36番1号
麻生フォームクリート株式会社
代表取締役社長 河 村 洋 介

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）営業時間終了時（午後5時）までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
（当日は、午前9時より受付を開始いたします。）
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番地1
新横浜フジビューホテル（東館2階 芙蓉の間）
3. 目的事項
報告事項 第55期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類について修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asofoam.co.jp/>）に掲載することにより、お知らせいたします。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融緩和策の継続などにより、ばらつきはあるものの企業収益や所得・雇用環境に改善が見られ、また原油安が消費にプラス材料となりましたが、中国をはじめとするアジア新興国の急激な経済成長減速などの影響により輸出・生産の弱含みや設備投資にも様子見姿勢が見られ、また終盤には円高に転換したこともあり、景気は緩やかな回復基調にあるものの足踏み状態となり、先行きは不透明な状況となりました。

建設業界におきましては、政府建設投資は頭打ち感が強まり減少傾向に転じたものの、景気の緩やかな回復基調に伴い民間建設投資は堅調に推移し、また資材費や労務費などのコスト上昇が一服し工事採算の改善が見られましたが、受注競争が激しくなるなど厳しい環境で推移いたしました。

このような状況の下、当社は営業展開の強化をはかり、また施工人員の確保に注力し、引き続きコスト低減に取組み、受注量の確保と収益性の改善をはかってまいりました。

その結果、当事業年度の業績は、地盤改良工事の受注が順調に推移したことから、工事全体の受注高が4,036百万円（前事業年度比11.0%増）となりましたが、売上高につきましては、主力の気泡コンクリート工事の完成工事高が、前事業年度からの繰越工事が少なかったことや一部工期のずれ込みもあり大幅に減少したことから、工事全体の完成工事高は3,808百万円（前事業年度比5.5%減）と減少し、商品売上高を含めた全体の売上高も3,831百万円（前事業年度比6.7%減）と前事業年度から減少いたしました。

各段階の利益につきましては、売上高の減少や販管費の増加がありましたが、工期短縮など施工効率の向上に取組むとともにコスト低減に注力した結果、完成工事総利益率が改善し営業利益121百万円（前事業年度比17.7%増）、経常利益137百万円（前事業年度比16.7%増）、当期純利益124百万円（前事業年度比15.9%増）となりました。

主要な工事の状況は、次のとおりであります。

(気泡コンクリート工事)

管路中詰工事の受注高が大型工事の受注により971百万円（前事業年度比45.8%増）と増加しましたが、軽量盛土工事の受注高が競争の激化から1,388百万円（前事業年度比15.3%減）に、また空洞充填工事の受注高も645百万円（前事業年度比24.0%減）と減少し、気泡コンクリート工事全体の受注高は3,004百万円（前事業年度比4.7%減）と減少いたしました。

完成工事高につきましても、前事業年度からの繰越工事が少なかったことや一部工期のずれ込みもあり、軽量盛土工事の完成工事高が1,451百万円（前事業年度比5.0%減）、管路中詰工事の完成工事高が689百万円（前事業年度比40.7%減）、空洞充填工事の完成工事高が653百万円（前事業年度比20.7%減）と減少し、気泡コンクリート工事全体の完成工事高は2,794百万円（前事業年度比20.5%減）と減少いたしました。

(地盤改良工事)

大型工事の受注をはじめ受注が順調に推移したことから、地盤改良工事の受注高は1,022百万円（前事業年度比112.6%増）と大幅に増加いたしました。

完成工事高につきましても、受注高の増加や施工が順調だったことから、地盤改良工事の完成工事高は1,003百万円（前事業年度比96.0%増）と大幅に増加いたしました。

(単位：千円)

工 事 別	前事業年度繰越 工 事 高	当事業年度受注 工 事 高	当事業年度完成 工 事 高	翌事業年度繰越 工 事 高
気泡コンクリート工事	423,286	3,004,874	2,794,738	633,421
地 盤 改 良 工 事	7,007	1,022,739	1,003,993	25,753
そ の 他 工 事	—	9,350	9,350	—
合 計	430,294	4,036,963	3,808,081	659,175

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、38,552千円であり、このうち主なものは、機械装置の購入等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び借入金によりまかない、増資等による資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	平成25年 3 月期 第52期	平成26年 3 月期 第53期	平成27年 3 月期 第54期	平成28年 3 月期 第55期 (当期)
売 上 高	3,361,704	3,334,513	4,108,747	3,831,625
経 常 利 益	25,095	58,585	118,269	137,998
当 期 純 利 益	7,431	56,277	107,313	124,330
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	2円18銭	16円48銭	31円43銭	36円42銭
総 資 産	2,993,323	3,292,059	3,562,494	3,691,612
純 資 産	1,142,242	1,195,661	1,293,395	1,379,965

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均発行済株式数は、自己株式数を除いて算出しております。

(5) 対処すべき課題

先ずは、平成30年頃までの足下の建設需要を受注に繋げる営業力の強化、特に独自の技術進化による新しい汎用性・新製品の市場認知に向けマーケティング展開を充実させて行くべきと考えております。

新しい経済性を要求する市場への対応は、弛まざる原価率改善が大変重要であり、原点を形成する施工の安定性（即ち、安全性の担保、適正配合、ロボット化やA I化、機器類の維持管理、工期内施工、気候変動への予備、施工人員の雇用・育成等々）を進化させることへの日々の行動とっております。特に現場就労者の高齢化や減少傾向が加速される時代の人材確保を喫緊の課題として捉えており、今後も確保に向け注力してまいります。

さらに、収益の安定性向上と組織の簡潔対応を目的として事業支援本部を創設し、各事業本部の成果実現のサポート体制を整え、関与者皆様のご期待に応えて行きたいと強く思うところでございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成28年 3 月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-23) 第4855号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

(7) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

名	称	所	在	地
本	社	神奈川	県	川崎市
東	京	事	業	所
大	阪	事	業	所
福	岡	事	業	所
東	京	営	業	所
札	幌	営	業	所
東	北	営	業	所

(8) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

区	分	従	業	員	数	(名)	前	事	業	年	度	末	比	増	減	(名)	平	均	年	齢	(歳)	平	均	勤	続	年	数	(年)
男	性					74										0					43.9							15.2
女	性					7										+1					44.7							6.2
合	計	又	は	平	均	81										+1					44.0							14.5

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社麻生で、同社は当社の株式を1,420千株（議決権比率41.6%）保有いたしております。他に同社は当社の株式を700千株（議決権比率20.5%）間接保有いたしております。

同社は、医療関連事業、環境関連事業、建築資材製造販売、不動産事業を主な事業内容としており、当社との営業取引はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 福 岡 銀 行	294,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	289,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	114,000千円

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,080,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,413,806株（自己株式6,194株を除く。）
- (3) 株主数 635名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 麻 生	1,420,000株	41.59%
株 式 会 社 麻 生 地 所	400,000	11.71
麻 生 商 事 株 式 会 社	300,000	8.78
宗 教 法 人 萬 福 寺	240,000	7.03
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	60,000	1.75
株 式 会 社 福 岡 銀 行	60,000	1.75
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	60,000	1.75
麻 生 フ ォ ー ム ク リ ー ト 従 業 員 持 株 会	56,400	1.65
廣 告 社 株 式 会 社	50,000	1.46
麻 生 興 産 株 式 会 社	40,000	1.17

(注) 持株比率は自己株式（6,194株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 村 洋 介	株式会社麻生グループ経営委員会委員
取 締 役	牧 瀬 明	東日本事業本部長
取 締 役	花 岡 浩 一	施工開発部長兼技術営業部長
取 締 役	杉 山 嘉 則	技術委員会委員長 株式会社麻生取締役建設コンサルティング事業部長 F A S エコエナジー株式会社代表取締役社長 株式会社エーエヌホールディングス取締役
常 勤 監 査 役	阿 部 新 太 郎	
監 査 役	沼 田 紳 介	菅野カウンセリング研究所所長
監 査 役	大 瀧 理	株式会社麻生経営支援本部経理財務部部長

- (注) 1. 監査役沼田紳介、大瀧理の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 2. 監査役沼田紳介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 3. 監査役大瀧理氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 平成27年6月25日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、取締役原田敬一氏が任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	4 名	39,166千円
監 査 役 (うち社外監査役)	2 名 (1 名)	11,121千円 (600千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月22日開催の第38期定時株主総会において、年額100,000千円以内（これには、使用人兼務役員の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月22日開催の第38期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
 4. 取締役1名及び監査役1名は無報酬となっております。
 5. 上記支給額には、第54期定時株主総会において決議いただいた役員退職慰労金として退任取締役分15,800千円を含んでおります。
 6. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額6,487千円（取締役5,318千円、監査役1,169千円）を含んでおります。
 7. 上記のほか社外役員が当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,000千円です。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役沼田紳介氏は、菅野コンサルティング研究所の所長を兼職しております。

当社は菅野コンサルティング研究所との間には、特別な利害関係はありません。

監査役大瀨理氏は、株式会社麻生の経営支援本部経理財務部部長を兼職しております。

株式会社麻生は、当社の特定関係事業者であります。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	当事業年度における主な活動状況
監 査 役	沼 田 紳 介	当事業年度に開催された取締役会13回中12回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度に開催された監査役会7回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	大 瀨 理	当事業年度に開催された取締役会13回中12回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度に開催された監査役会7回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社が支払うべき報酬の額	15,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積もりなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外の業務に基づく報酬はありません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

- ① 処分の対象 新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③ 処分理由
- ・ 社員の過失による虚偽証明
 - ・ 監査法人の運営が著しく不当

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化をはかり、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。
 - ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンス研修等を継続的に実施することによりコンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。
 - ・内部監査部門は、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の業務に関わる重要文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存し管理する。
 - ・情報の不正使用及び漏洩の防止をはかるための情報セキュリティ体制を構築する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・業務執行に係るリスクについて、社内諸規程に基づき常時それぞれの部門においてリスク管理を行い、統制すべきリスクごとに責任部署を明確にして効率的な統制活動を行う。
 - ・重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応やその速やかな収拾に向けた活動を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
 - ・取締役及び社長指名を受けた者をメンバーとする経営会議を原則毎月開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の円滑適正な運営をはかる。
 - ・職務分掌規程及び職務権限規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運営をはかるとともに責任体制を確立する。

- (5) 当社ならびに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、株式会社麻生を頂点とする「麻生グループ」に属しており、親会社である株式会社麻生より取締役または監査役の派遣を受ける。
 - ・ 麻生グループは、グループ行動基準を制定し、株式会社麻生のグループ経営委員会の中にリスクマネジメント委員会を設置しており、コンプライアンス上の問題についてグループ全体の相談窓口を設置している。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役は、必要に応じて、監査役の業務補助のため特定の使用人に業務を命じることができることとし、当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。
 - ・ 監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動等の人事権に関する事項については監査役の同意を必要とする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、または職務の執行に関する不正行為または法令・定款に違反する事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・ 監査役は、取締役会のほか重要事項を審議する会議に出席するとともに、必要に応じて業務に関し取締役及び使用人に説明を求めるものとする。
 - ・ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする。
 - ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
 - ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、公認会計士等外部専門家を活用することができ、その費用は会社が負担する。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 当社は、企業行動規範を定め、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①リスク管理体制について

工事施工に係るリスク回避のため、リスク会議を都度開催しております。また、取締役に対し重要性の再認識を目的として、内部統制に関する研修を実施しております。

②取締役の職務執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を13回開催しております。

③内部監査体制について

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社事業部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を半期ごとに内部監査報告書として代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

④監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名の構成で、当事業年度においては7回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は取締役会及び重要な経営会議への出席や、監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、内部監査部門と連携し主要な事業所への往査等を行っており、往査報告については監査役会にて報告され、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と適宜情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,251,501	流動負債	1,625,099
現金及び預金	983,194	支払手形	842,554
受取手形	303,897	工事未払金	368,224
完成工事未収入金	868,321	短期借入金	12,000
売掛金	1,465	一年内返済予定の長期借入金	245,000
未成工事支出金	3,079	リース債務	13,043
原材料及び貯蔵品	39,067	未払金	55,250
前払費用	18,147	未払費用	9,238
繰延税金資産	11,699	未払法人税等	20,518
その他	22,766	未払消費税等	29,783
貸倒引当金	△138	賞与引当金	24,980
固定資産	1,440,111	完成工事補償引当金	2,842
有形固定資産	1,283,363	その他	1,664
建築物	59,432	固定負債	686,547
構築物	1,850	長期借入金	440,000
機械及び装置	50,831	リース債務	27,357
車両運搬具	2,136	退職給付引当金	177,390
工具、器具及び備品	8,291	役員退職慰労引当金	41,800
土地	1,122,839	負債合計	2,311,646
リース資産	37,982	(純資産の部)	
無形固定資産	5,633	株主資本	1,386,031
ソフトウェア	3,283	資本金	209,200
電話加入権	2,350	資本剰余金	180,400
投資その他の資産	151,114	資本準備金	180,400
投資有価証券	19,816	利益剰余金	997,961
関係会社出資金	36,668	利益準備金	24,050
破産更生債権等	6,591	その他利益剰余金	973,911
長期前払費用	2,300	別途積立金	985,000
繰延税金資産	10,735	繰越利益剰余金	△11,088
長期保証金	13,502	自己株式	△1,529
ゴルフ会員権	83,505	評価・換算差額等	△6,066
貸倒引当金	△22,006	その他有価証券評価差額金	△6,066
資産合計	3,691,612	純資産合計	1,379,965
		負債・純資産合計	3,691,612

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	3,808,081	
商 品 売 上 高	23,543	3,831,625
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	3,114,480	
商 品 売 上 原 価	18,859	3,133,339
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	693,601	
商 品 売 上 総 利 益	4,684	698,286
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		576,959
営 業 利 益		121,326
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	10,488	
受 取 技 術 料	12,317	
受 取 手 数 料	362	
雑 収 入	3,387	26,556
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,990	
為 替 差 損	1,851	
雑 支 出	42	9,885
経 常 利 益		137,998
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	374	374
税 引 前 当 期 純 利 益		138,373
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23,200	
法 人 税 等 調 整 額	△9,157	14,042
当 期 純 利 益		124,330

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	209,200	180,400	180,400
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当期末残高	209,200	180,400	180,400

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	24,050	985,000	△108,108	900,941	△1,529	1,289,011	
当期変動額							
剰余金の配当			△27,310	△27,310		△27,310	
当期純利益			124,330	124,330		124,330	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	97,020	97,020	-	97,020	
当期末残高	24,050	985,000	△11,088	997,961	△1,529	1,386,031	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	4,384	4,384	1,293,395
当期変動額			
剰余金の配当			△27,310
当期純利益			124,330
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△10,450	△10,450	△10,450
当 期 変 動 額 合 計	△10,450	△10,450	86,570
当期末残高	△6,066	△6,066	1,379,965

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

機械装置及び車両運搬具 4～7年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

リース資産 ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度末に至る一年間の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を簡便法により計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは原価比例法によっております。
- (6) 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
建物	25,652千円
土地	1,122,839千円
計	1,148,492千円
② 上記の担保資産に対する債務	
工事未払金	27,632千円
短期借入金	12,000千円
長期借入金(一年内返済予定額を含む)	685,000千円
計	724,632千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	907,074千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

 関係会社に対する短期金銭債権 9,698千円

3. 損益計算書に関する注記

 関係会社との取引高
 営業取引以外の取引による取引高 9,698千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	3,420,000	—	—	3,420,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	6,194	—	—	6,194

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	27,310	8	平成27年3月31日	平成27年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	34,138	10	平成28年3月31日	平成28年6月29日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,652千円
賞与引当金	7,561千円
未払事業税	1,835千円
退職給付引当金	53,328千円
役員退職慰労引当金	12,598千円
その他	24,375千円
繰延税金資産小計	106,351千円
評価性引当額	△83,916千円
繰延税金資産合計	22,435千円
繰延税金資産の純額	22,435千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.2%、平成30年4月1日以降のものについては30.0%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価 (*)	差 額
① 現金及び預金	983,194	983,194	—
② 受 取 手 形	303,897	303,897	—
③ 完成工事未収入金	868,321	868,321	—
④ 支 払 手 形	(842,554)	(842,554)	—
⑤ 工 事 未 払 金	(368,224)	(368,224)	—
⑥ 長 期 借 入 金	(685,000)	(686,618)	1,618

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び ③ 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 支払手形及び ⑤ 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

7. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	36,668千円
持分法を適用した場合の投資の金額	139,899千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	32,560千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	広東冠生土木工事技術有限公司	出資割合 25.0	3名	技術協力	配当金の受取	9,698	その他の流動資産	9,698

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	麻生商事株式会社	被所有直接 8.7	なし	工事請負	工事請負	3,500	受取手形	567
				工事用資機材等の購入	工事用材料等の購入	115,565	支払手形 工事未払金	65,682 7,934
親会社の子会社	麻生セメント株式会社	なし	なし	工事用材料の購入	工事用材料の購入	49,313	工事未払金	27,632

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格を勘案して、その都度価格交渉のうえ、決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	404円	23銭
1株当たり当期純利益	36円	42銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

麻生フオームクリート株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 宏文 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 祐二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、麻生フオームクリート株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

麻生フオームクリート株式会社 監査役会

常勤監査役	阿 部 新太郎 ㊟
社外監査役	沼 田 紳 介 ㊟
社外監査役	大 濱 理 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに当社の財務状況等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円
総額 34,138,060円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役として、適切な人材の招聘を容易にし、また監査役として有用な人材の登用を可能にし、それぞれ期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第26条（取締役との責任限定契約）及び第35条（監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、第26条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新 設) 第26条～第33条（条文省略）	(取締役との責任限定契約) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</u> 第27条～第34条（現行どおり）
(新 設) 第34条～第41条（条文省略）	(監査役との責任限定契約) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</u> 第36条～第43条（現行どおり）

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、あらためて取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	かわむら ようすけ 河村 洋介 (昭和21年9月9日)	平成2年10月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 平成10年6月 同社取締役営業部長 平成11年6月 同社常務取締役営業部長兼財務部長 平成12年3月 同社常務取締役 平成13年8月 麻生セメント株式会社専務取締役 平成15年6月 株式会社麻生取締役 平成16年7月 同社取締役グループ経営委員会委員 平成18年12月 麻生ラファージュセメント株式会社(現 麻生セメント株式会社)取締役 平成19年6月 株式会社麻生常務取締役グループ経営委員会委員 平成20年4月 当社顧問 平成20年6月 当社取締役 平成21年4月 当社代表取締役社長 平成21年4月 株式会社麻生取締役グループ経営委員会委員 平成22年4月 当社代表取締役社長生産技術本部長 平成22年6月 株式会社麻生グループ経営委員会委員(現任) 平成23年4月 当社代表取締役社長SC事業部長 平成23年6月 当社代表取締役社長 平成26年11月 当社代表取締役社長兼地盤環境事業本部長 平成27年6月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社麻生グループ経営委員会委員	2,000株
2	はなおか こういち 花岡 浩一 (昭和35年4月9日)	昭和54年3月 当社入社 平成12年4月 当社東京支店工事部長 平成17年4月 当社技術開発部部长 平成21年7月 当社執行役員技術開発部部长 平成22年4月 当社執行役員生産技術本部副部长 平成23年4月 当社執行役員生産技術部長 平成24年4月 当社執行役員東京支店長 平成24年6月 当社取締役東京支店長 平成26年4月 当社取締役施工開発部部长 平成27年11月 当社取締役施工開発部部长兼技術営業部部长 平成28年4月 当社常務取締役事業支援部部长(現任)	4,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
3	※ ふくはら あきよし 福原章介 (昭和31年2月25日)	昭和54年4月 大洋漁業株式会社(現 株式会社マルハニチロホールディングス)入社 平成3年3月 オリンパス株式会社入社 平成19年5月 株式会社金属化工技術研究所入社 総務部長兼社長室長 平成21年6月 当社監査役 平成23年6月 当社執行役員経営企画部長 平成24年4月 当社執行役員企画管理部長 平成24年7月 当社執行役員福岡支店長 平成26年4月 当社執行役員西日本事業本部長(現任)	一株
4	すぎやま よしのり 杉山嘉則 (昭和37年11月16日)	昭和63年4月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 平成13年7月 株式会社麻生リニューアル技術事業部診断工事グループマネージャー 平成16年2月 同社リニューアル技術事業部長 平成18年7月 同社建設コンサルティング事業部長 平成21年6月 当社取締役 平成21年6月 株式会社麻生取締役建設コンサルティング事業部長(現任) 平成21年7月 当社取締役生産技術本部長 平成22年4月 当社取締役 平成23年4月 当社取締役生産技術部担当 平成23年6月 当社取締役生産技術担当 平成24年4月 当社取締役技術委員会委員長(現任) 平成24年6月 FASエコナジー株式会社代表取締役社長(現任) 平成25年10月 株式会社エーエヌホールディングス取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社麻生取締役建設コンサルティング事業部長 FASエコナジー株式会社代表取締役社長 株式会社エーエヌホールディングス取締役	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 麻生セメント株式会社は、平成13年7月1日付で株式会社麻生に商号変更いたしました。そして、株式会社麻生は、平成13年8月1日付でセメント部門を分社して麻生セメント株式会社を設立いたしました。その後、麻生セメント株式会社は、平成16年11月1日付で麻生ラファージュセメント株式会社に商号変更し、また麻生ラファージュセメント株式会社は、平成25年1月1日付で麻生セメント株式会社に商号変更して、現在に至っております。
3. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
4. 候補者河村洋介氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社麻生及び当社の親会社である株式会社麻生の子会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当」に記載のとおりであります。
5. 候補者杉山嘉則氏は、現在、当社の親会社である株式会社麻生及び当社の親会社である株式会社麻生の子会社の業務を執行しております。なお、当該会社における地位及び担当につきましては、「略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当」に記載のとおりであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役体制の強化及び充実をはかるため、監査役1名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社の株式数
おおき あきふみ 大木章史 (昭和51年10月7日)	平成23年12月 弁護士登録 平成23年12月 八重洲総合法律事務所入所 現在に至る	一株

- (注) 1. 大木章史氏は新任の社外監査役候補者であります。
2. 大木章史氏が所属する八重洲総合法律事務所と当社の親会社である株式会社麻生との間には法律顧問契約があります。
なお、同氏個人との間には特別の利害関係はございません。
3. 大木章史氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、これまでの実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 当社は、大木章史氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
5. 大木章史氏の監査役選任が承認可決された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は同氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社の株式数
こしはら まこと 腰原 誠 (昭和16年6月16日)	昭和47年4月 弁護士登録 昭和52年4月 腰原法律事務所開設 平成17年4月 腰原・金久保法律事務所開設代表(現任)	一株

- (注) 1. 腰原誠氏が代表を務める腰原・金久保法律事務所と当社との間には法律顧問契約がありません。
なお、同氏個人との間には特別の利害関係はございません。
2. 腰原誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
4. 腰原誠氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年培われた専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます牧瀬 明氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に従って相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

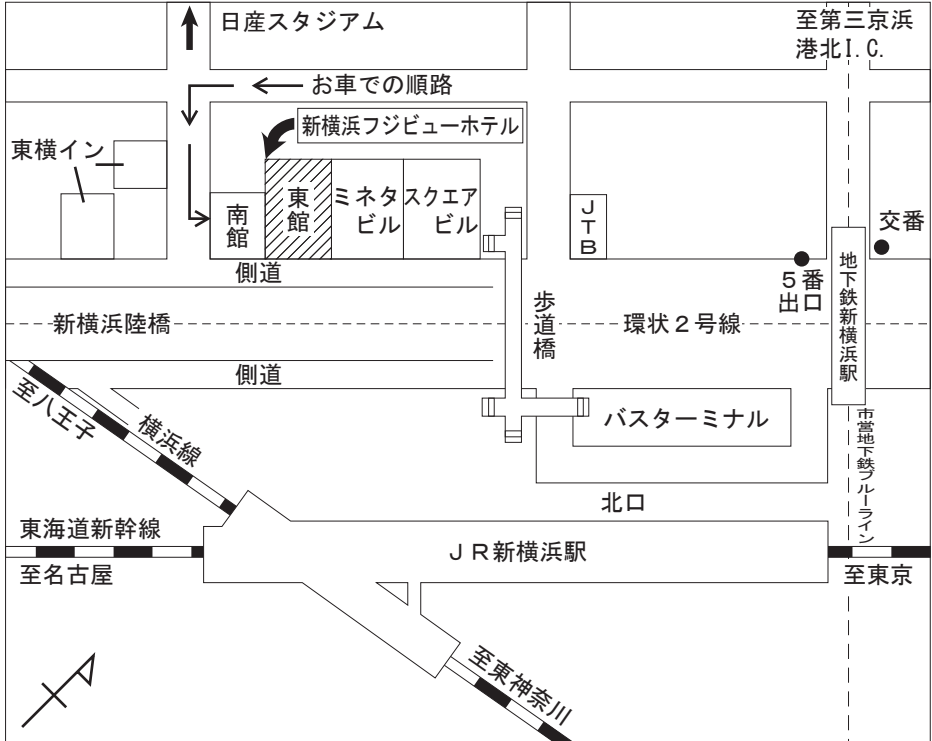
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
まきせ あきら 牧瀬 明	平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役専務取締役 平成22年4月 当社専務取締役 平成23年4月 当社取締役(現任)

以上

株主総会会場ご案内図

横浜市港北区新横浜二丁目3番地1
 新横浜フジビューホテル 東館2階 芙蓉の間
 電話 (045) 473-0021 (代表)



●交通の便

- ◆JR新横浜駅北口
 - 市営地下鉄ブルーライン新横浜駅5番出口
 - ◆第三京浜港北I.C.より車で約20分
- } 下車徒歩2分
 (日産スタジアム方面)